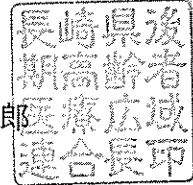


長崎県後期高齢者医療広域連合決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年11月13日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 古川 隆三郎



長崎県後期高齢者医療広域連合訓令第1号

長崎県後期高齢者医療広域連合決裁規程の一部を改正する規程

長崎県後期高齢者医療広域連合決裁規程（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中7を削り、8を7とし、9から19までを1ずつ繰り上げる。

同表中

「

20 情報公開条例第7条または個人情報保護条例 第12条の規定による行政文書の公開	○		総務課
--	---	--	-----

」

を

「

19 長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開条例 （平成19年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第4号）第7条の規定による行政文書の公開または個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第78条の規定による保有個人情報の開示	○		総務課
---	---	--	-----

」

に改め、21を20とし、22から24までを1ずつ繰り上げる。

別表第2個別事務専決表1総務課の表中

「

14 長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保	○		
------------------------	---	--	--

」

護条例(平成19年長崎県後期高齢者医療広域 連合条例第5号)第32条の規定による事務			
---	--	--	--

を

14 長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報の 保護に関する法律施行条例(令和5年長崎県後 期高齢者医療広域連合条例第2号)第5条の規 定による事務	○		
--	---	--	--

に改める。

別表第2個別事務専決表3保険管理課の表中

4 高確法の規定による被保険者証の発行及び回 収		○	
-----------------------------	--	---	--

を

4 高確法施行規則の規定による資格確認書及び 資格情報通知書の発行		○	
--------------------------------------	--	---	--

に改める。

附 則

この規程は、令和6年12月2日から施行する。